

預金保険法第 80 条に基づく  
被管理金融機関の業務及び財産の状況等に関する報告

平成 14 年 2 月 4 日

中津川信用組合

金融整理管財人

## 業務及び財産の状況等に関する報告

### 目次

I. 中津川信用組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯.....	1
1. はじめに.....	1
2. 経営破綻の原因.....	1
(1)当組合をとりまく経営環境と経営状況.....	1
(2)経営破綻に至った経緯.....	1
(3)破綻に至った要因.....	2
3. 管理を命ずる処分までの状況.....	3
(1)資本の状況.....	3
(2)自己資本回復の断念.....	3
II. 中津川信用組合の業務及び財産の状況.....	4
1. 与信業務.....	4
2. 預金業務.....	4
3. 投資等業務.....	5
(1)投資有価証券.....	5
(2)商品有価証券.....	5
4. 固定資産の状況.....	5
5. 不良債権の状況.....	6
III. 中津川信用組合に係る事業譲渡等の見込み.....	7
1. 基本方針.....	7
(1)早期譲渡.....	7
(2)優良な顧客基盤・資産の維持.....	7
(3)経費の削減.....	7
(4)地域金融機能の維持.....	7
(5)内部管理体制の整備.....	7
(6)責任追及体制の整備.....	7
2. 具体的施策.....	7
3. 事業譲渡の見込み.....	7

## I. 中津川信用組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯

### 1. はじめに

当組合は、平成13年11月2日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を金融庁長官に対し行いました。

これを受けて同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項第2号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けるとともに、同日付で預金保険法第80条に基づき、「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画」の作成命令を受けました。同命令に基づき、当組合の業務及び財産の状況等について調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月2日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり、その内容については必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

また、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これにつきましても、後日、明らかにできるものと考えております。

### 2. 経営破綻の原因

#### (1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和34年12月に中津川市における商工業者らが中心となって設立され、中津川市を主要営業基盤に、恵那市、瑞浪市、土岐市、多治見市、可児市、恵那郡、土岐郡、可児郡を事業地区として、中津川市内の3店舗と恵那市内の1店舗及び恵那郡内の2店舗の計6店舗で営業活動を展開しております。

営業体制は主として渉外活動により小口の預金・積金を集め、それを組合員である中小零細企業者等に対し融資を行う等、金融の円滑化、地域経済の発展に寄与してまいりました。

#### (2) 経営破綻に至った経緯

##### ①多額の不良債権発生

設立以降、地元商工業者を中心として取引を拡大してまいりましたが、狭い地元地域において、長年に亘る集金活動を主体とした営業推進のため、また、融資獲得に向けた人材育成の対応の遅れ等から他金融機関との厳しい競合の中、預貸ともにシェアが低下いたしました。特に、貸出については、収益力の問題でレート対応ができず、良好な取引先が減少・解消したため、運用力が弱い中で更に貸出残高が減少、預貸率が大幅に低下いたしました。

貸出残高減少を補完するため、個人貸出に依存度を高めましたが、バブル崩壊後の長引く景気低迷から、取引先である中小零細企業の業績の悪化と、貸出審査管理

体制整備の遅れにより不良債権の増大を招きました。

特に平成 13 年度に入り大口取引先が経営破綻し、更に他の取引先においても業況の悪化が続き、引当金積み増しを余儀なくされるなど経営を大きく圧迫することとなりました。

## ②有価証券運用について

有価証券の運用は、従来、国債、地方債等を中心とした高格付銘柄を中心に実行しておりました。

ところが、平成 10 年下期の債券相場急落の中、国内債券相場の変動による影響を受けにくい運用の必要性が高まり、かつ、貸出金の伸び悩みによる資金運用収益確保の必要性から、デリバティブ知識の薄い中、ヘッジ対策が不十分なままハイリスク・ハイリターンな投資信託や為替リスクのある外国証券への投資、特にデリバティブが組み込まれた外国私募債への投資を実行しました。

しかしながら、株式市況の低迷や円高の進行など、想定した見通しとは逆に市況が推移したため、平成 12 年 3 月末において有価証券全体で 1,338 百万円の評価損を計上するに至り、当時の組合員勘定 889 百万円を大幅に上回ることとなり、評価損の早期処理が大きな課題となりました。

その後、12 年度に入り有価証券投資の縮小、多額の評価損を抱えていた外国私募債について期限前償還となった結果、13 年 3 月末では有価証券全体で 257 百万円の評価損へ縮小しました。

しかし、13 年度に入り株式市況の低迷から投資信託の評価損が拡大した結果、13 年 9 月末では 312 百万円の評価損に至ることとなりました。

## (3) 破綻に至った要因

当組合は、従来より預金原価率が高く、経費率が高い高コスト体質であり、狭い地元地域において、他の金融機関との激しい競争の中、優良顧客や、新規融資先を獲得することができず、預貸率が大きく低下することとなりました。

このような状況の中、

- ・バブル崩壊後の長引く不況の影響から資金需要が低迷する中、融資運用力の強化に対する具体的な方策を講じなかったこと
- ・債務者の実態把握等が不十分なうえ、担保徴求時に十分な実査がなされていないなど、融資審査管理体制が確立されていなかったこと
- ・不良債権回収の体制整備の遅れ

等から融資運用力をさらに低下させ、不良債権の増加を招き、貸倒引当金の多額な増加を招くこととなりました。

不良債権の増加とともに融資運用の低下の中、ハイリスク・ハイリターンな有価証券運用により収益を上げざるを得ない状況に迫られ、有価証券運用ノウハウや

リスク管理の体制整備が不十分なまま投資額を増やした結果、評価損の増大を招くこととなりました。

以上のとおりこれら複合的な要因が重なり、破綻に至ったものと考えられます。

### 3. 管理を命ずる処分までの状況

#### (1) 資本の状況

以上のような状況の中、平成12年度の経常利益は大口取引先の倒産などによる引当金の増加により、当期利益▲653百万円の赤字決算となり、自己資本比率が2.54%と大きく低下するに至りました。

これを受け、役員報酬や職員給与のカット、ベースアップ見送り等の経費節減を実行するとともに、早期に自己資本充実を図るべく出資金増強を柱とした経営健全化計画を策定し、自己資本比率4%回復に向け役員一丸となって取り組みました。

しかしながら、13年度に入り、証券市況の低迷や、更なる担保不動産価格の下落、不良債権の発生が認められたことから当組合の資産状況は更に悪化いたしました。

以上のような状況を踏まえ、平成13年9月末において財務状況を精査し、監事（公認会計士）と協議した結果、保有投資信託の下落による減損処理、正確な自己査定及び適切な償却・引当等を行ったところ、▲251百万円の債務超過に陥りました。

#### (2) 自己資本回復の断念

自己資本の充実を図るべく進めてきた出資金増強については、13年9月末現在の自助努力結果が目標額に達せず、加えて、当組合の平成13年3月末現在の組合員勘定は270百万円であったものが、13年9月末では▲251百万円の大幅な債務超過に陥り、短期間において自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることは極めて困難となりました。

また当組合の平成13年3月期の当期利益は▲653百万円であり、当該債務超過を早期に解消する有効な経営改善策もない中、組合の財産をもって債務を完済することができないとの判断から、自力再建を断念するに至り、平成13年11月2日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

## Ⅱ. 中津川信用組合の業務及び財産の状況

### 1. 与信業務

当組合の与信業務については、中津川市を主要営業基盤に、地元商工業者を中心とした中小零細な企業、個人への融資が多くを占めております。

#### 《貸出残高の推移》

店舗数：6店舗

単位：百万円、%

	11年3月期		12年3月期		13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	15,370	100.00	14,524	100.00	13,402	100.00	42,927	100.00
うち中小企業	11,213	72.95	10,499	72.28	7,376	55.03	29,059	67.69
うち個人	4,157	27.05	4,025	27.72	6,026	44.97	13,325	31.04
うちその他	-	-	-	-	-	-	543	1.27

※「中小企業」には、個人事業主が含まれる。

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

※ 13年3月期の中小企業・個人的大幅変動は、SKCへの移行により、「個人事業主」が「個人」に分類されたため。

### 2. 預金業務

当組合の預金業務は、個人預金の構成比が約79%と高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への訪問活動により維持されてまいりました。

#### 《預金残高の推移》

店舗数：6店舗

単位：百万円、%

	11年3月期		12年3月期		13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	26,671	100.00	26,460	100.00	25,887	100.00	65,732	100.00
うち個人預金	20,985	78.69	20,941	79.15	20,499	79.20	52,367	79.67
うち法人預金	4,503	16.88	4,274	16.15	4,015	15.50	11,118	16.91
うちその他	1,183	4.43	1,245	4.70	1,373	5.30	2,247	3.42

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

### 3. 投資等業務

#### (1) 投資有価証券

有価証券は外国証券、地方債、社債等を中心に運用しております。

平成13年9月末時点の評価損益は▲312百万円となっております。

破綻公表後、資金繰り対策として、保有分の売却を逐次進めております。

#### <有価証券残高推移>

単位：百万円

	12年3月期	13年3月期	13年9月期	平成13年9月末 の評価損益
有価証券	11,161	10,854	5,827	▲312
国債	1,589	2,021	30	0
地方債	1,547	1,454	1,430	28
社債	1,006	1,007	995	▲16
株式	2	2	2	0
外国証券	6,200	5,581	2,581	2
証券投資信託	815	788	787	▲327

#### (2) 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

### 4. 固定資産の状況(平成13年9月末)

#### 店舗等の状況

保有固定資産(事業用不動産、所有不動産)の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

#### 《固定資産の状況》

単位：百万円

	土地				建物		
	件数	簿価	評価額	含み損益	件数	簿価	簿価 (償却後)
事業用不動産(店舗等)	6	242	220	▲21	6	69	67
所有不動産	—	—	—	—	—	—	—

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

《リスク管理債権の状況》

区分	12年3月期		13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金に 占める割合	貸出金 残高	貸出金に 占める割合	貸出金 残高	貸出金に 占める割合
破綻先債権	677	4.66	689	5.14	1,163	2.31
延滞債権	360	2.47	2,486	18.54	4,402	8.77
3ヶ月以上延滞債権	300	2.06	0	0.00	195	0.38
貸出条件緩和債権	1,936	13.32	578	4.31	2,239	4.46
合計	3,275	22.54	3,755	28.01	7,999	15.94

《金融再生法の開示債権》

単位：百万円、%

	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	金額	債権の 占める 割合	金額	債権の 占める 割合	金額	債権の占 める割合
破産更正債 権等	1,287	8.50	2,362	16.97	3,310	6.24
危険債権	1,409	9.31	1,068	7.67	2,509	4.73
要管理債権	840	5.55	579	4.16	2,382	4.49
正常債権	11,605	76.64	9,904	71.18	44,816	84.54
合計	15,143	100.00	13,914	100.00	53,017	100.00



### Ⅲ. 中津川信用組合に係る事業譲渡等の見込み

#### 1. 基本方針

##### (1) 早期譲渡

預金保険機構の資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行なうことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

##### (2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤・資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

##### (3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

##### (4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

##### (5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

##### (6) 責任追及体制の整備

預金保険法第 83 条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

#### 2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分にふまえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

#### 3. 事業譲渡の見込み

協同組織金融機関としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者等への配慮を念頭に、事業基盤が重なる複数の金融機関に対し事業譲渡を要請した結果、事業地区内に 8 店舗を有する岐阜信用金庫と平成 13 年 11 月 12 日に事業譲渡基本合意書を、また、12 月 10 日に事業譲渡契約を締結しました。

今後は、できる限り速やかに岐阜信用金庫へ事業譲渡ができるよう、最大限の努力をいたします。